

規程等：第1部 第5章

倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉県グラウンド・ゴルフ協会（以下「本会」という）「役員、委員倫理規程」の第6条1項に定める（倫理委員会の設置）に基づき、委員会を立ち上げるための運用に関わる「倫理委員会規程」を設け「役員、委員倫理規程」の実効性を高めることを目的とする。

(所掌)

第2条 倫理委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 本会の定める「役員、委員倫理規程」ならびに「倫理に関するガイドライン」に基づき、その綱紀粛正に関すること。
- (2) 本会の定める規約、規程など関係規範の遵守と啓蒙に関すること。
- (3) 前2項について周知徹底を図るとともに、必要に応じ事実確認等を行いその結果を会長に具申すること。

(委員)

第3条 倫理委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名

(委員長、委員の選任)

第4条 委員長は、理事の中から会長が委嘱する。

2. 委員は、委員長が本会理事のうちから推挙する者を理事会に諮り、会長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱日より開始し、本会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

2. 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
3. 委員長が必要と認めたときは、当事者ならびに参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。また、意見を述べる機会を与えなければならない。
4. 委員会における審議及び記録は、原則、非公開とする。
5. 委員会は、審議結果について理事会に報告する。また、理事会は倫理委員会の報告について審議し当該事案に関する処分を決定する。ただし、除名については総会の議決を必要とする。
6. 委員会は、この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は委員会において定める。

(違反に対する懲罰)

第7条 役員、委員倫理規程 第7条（役員、委員がこの規程に違反した場合の対処等）に基づき以下を定める。

2. 役員、委員がこの規程に違反したと認められたとき、その該当する個人及び団体に対し懲罰を科することができる。懲罰は、その行為の程度により、除名、活動資格の停止、戒告、訓戒、その他をもって行う。

附 則

この倫理委員会規程は、平成27年7月17日から施行する。